

施行日 令和5年8月10日

1 趣旨

この規約は、別図に示す「オフィス・ペーパー・リサイクルかなざわ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものです。

2 使用目的

ロゴマークは、オフィス・ペーパー・リサイクルかなざわ（以下「OPR」という。）の活動の普及啓発を目的として使用してください。

3 使用できる方

ロゴマークを使用できるのは、OPR会員のみとします。

4 使用の用途

(1)ロゴマークを使用できる用途は次のとおりとします。

(ア)ホームページ、SNS等への掲載

(イ)紙製の物品（OPR会員である製紙業者がOPR会員から排出された古紙を含む原料を用いて製造した再生紙が使用されているものに限る。）への表示

(2)前項(イ)の場合において、販売を目的とするもの（自社の製品の包装を目的とするものを除く。）には使用しないでください。

5 使用の要件

次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用できません。

(ア)OPRの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき

(イ)自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき

(ウ)法令又は控除良俗に反するおそれのあるとき

(エ)特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき

(オ)その他、その使用が著しく不適當であるとき

6 使用上の遵守事項

(1)ロゴマークの使用にあたっては、使用前にロゴマーク使用計画書（様式第1号）を、使用後は、使用年度の末日までに、使用実績報告書（様式第2号）をOPR事務局まで提出してください。

(2)原則、デザインの改変などの応用使用はしないでください。応用使用を希望する場合は事前に事務局まで申し出てください。

(3)次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の中止を求めますので、その場合はすみやかに使用を中止してください。

- (ア) 5(ア)~(オ)に該当すると認められるとき
- (イ) 使用計画書の内容に偽りがあったとき
- (ウ) その他、使用中止が必要と認められるとき

7 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とします。

8 免責

OPRは、ロゴマークの使用にあたり、使用者が損害を受けることがあっても、一切その責めを負いません。

9 問合せ先

オフィス・ペーパー・リサイクルかなざわ事務局

【別図】

